

ひとり親家庭のみなさんへ

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業認定試験の合格を目指したい方！！

高卒認定試験の合格を目指す講座費用の
一部を支給します。



《問い合わせ先》

海老名市役所1階7番窓口（勝瀬175番地の1）

海老名市保健福祉部こども育成課

母子・父子自立支援員 月～金 9時～16時

☎046-235-4504

※海老名市公式LINEアカウントから相談の予約ができます。

「メニュー」→「予約イベント」→
「相談予約」→「ひとり親家庭相談」



令和6年3月

給付対象者

現に満 20 歳に満たない者を扶養しているひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童で、次の①～④の要件を**全て満たす方**が対象となります。

- ①ひとり親家庭の親が児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にあること。
- ②高等学校を卒業しておらず、大学入学資格検定、高等学校卒業程度認定試験に合格していないこと。
- ③高等学校卒業程度認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること。
- ④過去に本事業の給付金を受給したことがないこと。

対象講座

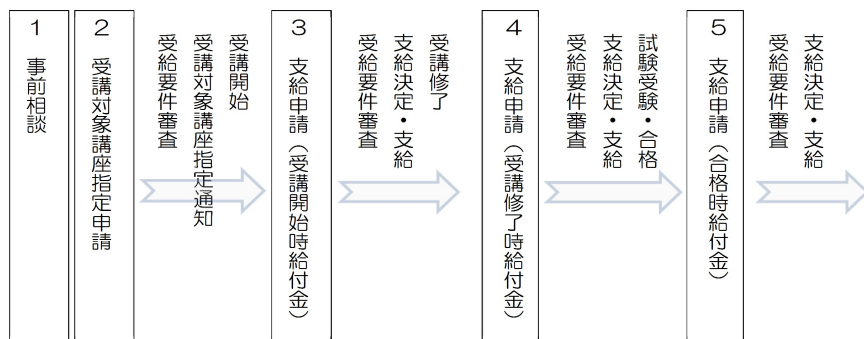
高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）
（県の高等学校等就学支援制度の支給対象となる場合は対象外です。）

支給額

受講開始時及び修了時、試験合格時に支給します。

種別	通信制	通学又は 通学及び通信制併用
① 開始時給付金	開始費用の 40% （上限 10 万円）	開始費用の 40% （上限 20 万円）
② 修了時給付金	受講費用の 50% （①②合わせ、 上限 12 万 5 千円）	受講費用の 50% （①②合わせ、 上限 25 万円）
③ 合格時給付金	受講費用の 10% （①②③合わせ、 上限 15 万円）	受講費用の 10% （①②③合わせ、 上限 30 万円）

手続きの流れ



1 事前相談

給付金の支給を受けるには事前相談が必要です。当該事業の支援を受けたい方は事前に必ず母子・父子自立支援員までご相談ください。

2 受講対象講座指定申請

受講講座が決まったら、受講前に「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書」とともに、必要書類を提出します（次頁参照）。

3 支給申請（受講開始時給付金）

市の審査後、講座指定通知書を受けたら受講を開始します。受講開始日から起算して30日以内に「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」とともに必要書類を提出します（次頁参照）。

4 支給申請（受講修了時給付金）

受講修了後、受講修了日から起算して30日以内に「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」とともに、必要書類を提出します（次頁参照）。

5 支給申請（合格時給付金）

高校卒業程度認定試験に合格した時は、合格時給付金を支給します。合格証書に記載されている日付から起算して40日以内に「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書」とともに必要書類を提出します（次頁参照）。

必要書類

児童扶養手当証書をお持ちでない方や、児童扶養手当証書をお持ちで8月～10月に申請する方は、他の書類の提出が必要な場合があります。

市で確認できる場合は、申請者の承諾により提出が省略できます。

	対象講座 指定申請	受講開始時 給付金	受講修了時 給付金	合格時 給付金
①申請者とその児童の戸籍謄本又は抄本（省略可）	○	○	○	○
②世帯全員の住民票の写し（省略可）	○	○	○	○
③児童扶養手当証書の写し（市で確認できる場合は省略可）	○	○	○	○
④受講する養成機関及び講座のパンフレット等	○	—	—	—
⑤受講対象講座指定通知（市で確認できる場合は省略可）	—	○	○	○
⑥受講施設の長が、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書	—	—	○	—
⑦合格証書の写し	—	—	—	○
⑧受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書	—	○	○	—
⑨申請者名義の振込先口座を確認できるもの	—	○	○	○
⑩マイナンバーが確認できるもの ※8月から10月までの間に申請する場合は、同居親族（前年12月31日において16歳以上19歳未満の親族のみ）のマイナンバーも必要です。	○	○	○	○